

奈良県告示第十一号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定による認定をした救急病院は、次のとおりである。

平成三十一年四月五日

奈良県知事 荒井正吾

| 名称           | 所在地           | 認定が効力を有する期限 |
|--------------|---------------|-------------|
| 平成記念病院       | 橿原市四条町八二七     | 令和三年三月三十一日  |
| 土庫病院         | 大和高田市日之出町一二の三 | 令和三年三月三十一日  |
| 奈良県立医科大学附属病院 | 橿原市四条町八四〇     | 令和三年三月三十一日  |